

## 会計年度任用職員（補助指導員）の募集（川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課）

### 【概要】

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課で、会計年度任用職員（補助指導員）を募集します。

### 【詳細】

（担当課）

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課

（勤務場所）

川崎市立小中学校（詳細は別紙「募集情報」をご覧ください。）

（業務内容）

川崎市立小中学校において、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の介助を行います。

（任用期間）

令和2年4月の始業式の日（又は入学式の日）から令和3年3月終業式の日（又は卒業式の日）までの間で、川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課が指定する期間

（試用期間）

原則として1か月

（勤務日・勤務時間・休憩時間）

学校によって異なります。詳細は別紙「募集情報」に記載されている各学校の連絡先にお問い合わせください。

（所定外労働の有無）

所定外労働は原則ありません。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合においては、所定外労働があります。

（休日）

勤務日以外の日。なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の勤務はありません。

（給与等）

時給 1,056 円（予定）

※地域手当を含みます。

※原則当月分を翌月 21 日に支払

※通勤費相当額 1 日あたり 2,500 円を上限とした認定額

※時間外勤務手当 所定の勤務時間を超えて勤務した場合、当月超過勤務分を翌月 21 日に支払

※上記のほか、支給条件に応じて、期末手当等が支給されます。

(健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用の有無)

勤務時間によって、健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険及び労働者災害補償保険の適用有り。

(その他応募要件)

- ・地方公務員法第16条に定められている次の各号のいずれにも該当しない人
- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(募集人数)

学校によって異なります。詳細は別紙「募集情報」に記載されている各学校の連絡先にお問い合わせください。

(選考方法)

面接選考

(申込方法)

- ・応募締切日：採用者が決定するまで随時受け付けます。
- ・封筒に「補助指導員応募」と朱書きし、郵送で応募書類（所定の様式の履歴書）を下記「お問い合わせ先」の住所まで送付してください。ファックス及びメールでの申込みは不可です。
- ・履歴書に、日中に連絡が可能な電話番号を必ず記入してください。
- ・応募書類は返却いたしません。募集者の責任において破棄しますので、予め御了承ください。
- ・記載されている個人情報、本任用以外の目的に使用することはありません。
- ・面接日時は担当から御連絡いたします。
- ・採用及び不採用の理由に係るお問合せについては、理由を問わずお答えできませんので予め御了承ください。

(募集者の名称)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課

【お問い合わせ先】

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課

〒210 - 8577 川崎市川崎区宮本町6番地

電話：044 - 200 - 3287

ファックス：044 - 200 - 2853

メールアドレス：88sidou@city.kawasaki.jp